

**総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電気料金審査専門小委員会の検討事項について（案）**

平成 25 年 11 月 7 日
資源エネルギー庁

1. 電気料金審査専門小委員会設置の趣旨

総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会（以下、「審査専門小委員会」という。）は、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」（平成 24 年 3 月。以下、「有識者会議報告書」という。）を踏まえ、電気料金認可プロセスにおいて、中立性・客観性を確保しつつ、外部専門家の知見を取り入れるため、平成 24 年 5 月に設置。

審査専門小委員会は、中立的・客観的かつ専門的な観点から、料金査定方針等の検討を行い、経済産業大臣に対して意見をを行う。

（参考 1）東京電力による認可申請への対応

東京電力から平成 24 年 5 月 11 日に提出された 10.28%の電気料金値上げの認可申請に対し、10 回の公開形式での審議を行い、委員による査定方針の検討を行った上で、7 月 5 日に審査専門委員会としての査定方針案を作成。これを受けて、経済産業大臣は、消費者庁への協議を行った上で、最終的な査定方針を策定。「物価問題に関する関係閣僚会議」で了承を得た上で、7 月 25 日に認可を行った（9 月 1 日から実施。最終的な値上げ幅は 8.46%）。

（参考 2）関西電力及び九州電力による認可申請への対応

関西電力から平成 24 年 11 月 26 日、九州電力から 11 月 27 日に提出された電気料金値上げの認可申請に対し、10 回の公開形式での審議を行い、委員による査定方針の検討を行った上で、3 月 6 日に審査専門委員会としての査定方針案を作成。これを受けて、経済産業大臣は、消費者庁への協議を行った上で、最終的な査定

方針を策定。「物価問題に関する関係閣僚会議」で了承を得た上で、4月2日に認可を行った（5月1日から実施。最終的な値上げ幅は関西電力で9.75%、九州電力で6.23%）。

（参考3）東北電力、四国電力及び北海道電力による認可申請への対応

東北電力から平成25年2月14日に11.41%、四国電力から2月20日に10.94%、北海道電力から4月24日に10.20%の電気料金値上げの認可申請が行われ、これらに対し、東北電力、四国電力は10回、北海道電力は8回の公開形式での審議を行い、委員による査定方針の検討を行った上で、東北電力、四国電力は7月24日に、北海道電力は7月26日に審査専門小委員会としての査定方針案を作成。これを受けて、経済産業大臣は、消費者庁への協議を行った上で、最終的な査定方針を策定。「物価問題に関する関係閣僚会議」で了承を得た上で、8月6日に認可を行った（9月1日から実施。最終的な値上げ幅は、東北電力で8.94%、四国電力で7.80%、北海道電力で7.73%）。

2. 今回の検討事項について

10月29日に中部電力から、電気料金値上げの認可申請が行われたところであり、それについて審査を行う。

（1）検討事項について

中部電力から経済産業省に提出された申請が、電気事業法（参照条文を添付）及び「一般電気事業供給約款料金審査要領」に照らし妥当なものであるかどうかについての査定方針を検討し、公聴会及び「国民の声」を通じて経済産業省に寄せられた意見に対する見解を付した上で、経済産業大臣に意見を行う。

※1 「一般電気事業者供給約款料金審査要領」（以下、「審査要領」という。）は、「電気料金制度・運用に係る有識者会議報告書」を踏まえ、平成24年3月30日に改正を行った。さらに、平成24年5月11日の東京電力の値上げ認可申請以降、6社の申請を審査した結果を踏まえ、平成25年10月15日の第5回電気料金審査専門小委員会では、これまでの審

査結果を審査要領に反映し内容を明確化することとした。審査要領の改定案は、平成 25 年 10 月 22 日から平成 25 年 11 月 21 日まで募集するパブリック・コメントを踏まえて施行される見通しである。今回の中部電力の審査においては、当面、改定案を参照しつつ、現行の審査要領に基づき審査を行い、改定案の施行後は改定案に則り審査を行うこととする。

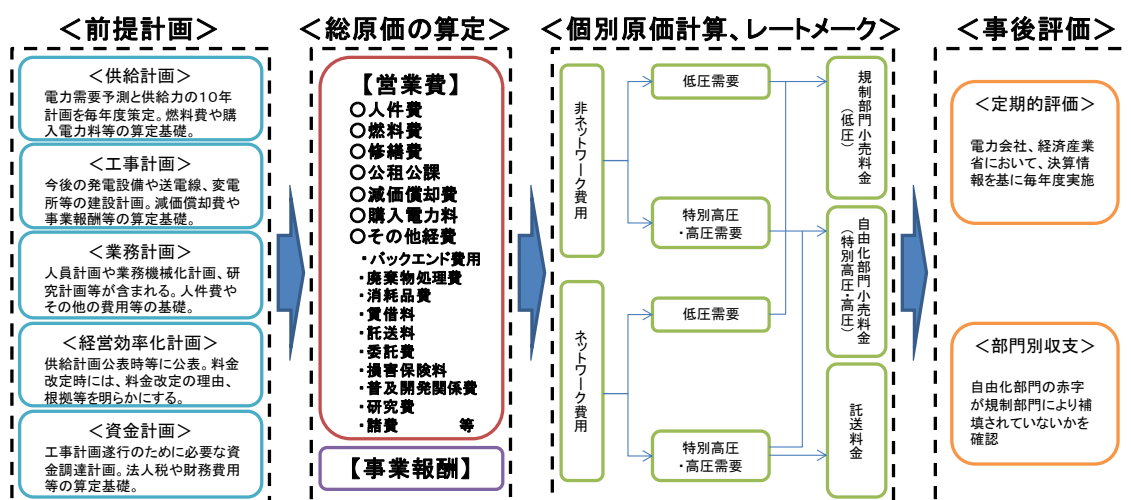
※2 公聴会は、中部電力からの料金値上げ申請に関し、12 月 26 日（木）（陳述人多数の場合は 12 月 27 日（金）も開催）に名古屋市の国際会議場で実施予定。

※3 「国民の声」は、中部電力からの料金値上げ申請に関し、10 月 29 日（火）～12 月 26 日（木）までインターネット等を通じて意見を募集。

（2）検討の流れ

第 1 回では、中部電力から料金認可申請の概要の聴取を行い、自治体、消費者団体、中小企業団体関係者からの意見を聴く。

第 2 回以降は、料金算定のフローに沿って審査を行い、公聴会及び「国民の声」を通じて経済産業省に寄せられた意見も踏まえ、本委員会としての査定方針をとりまとめる。必要に応じて、各回の議題に関係する専門家を招聘し、質疑を行う。



参照条文

○電気事業法

(一般電気事業者の供給約款等)

第十九条 一般電気事業者は、一般の需要(特定規模需要を除く。)に応ずる電気の供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。
- 二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 三 一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 ～ 8 (略)

(一般電気事業者の供給約款等の公表義務)

第二十条 一般電気事業者は、第十九条第一項の規定により供給約款の認可を受け、同条第四項の規定により供給約款の変更の届出をし、若しくは第二十三条第三項の規定による供給約款の変更があつたとき、第十九条第七項の規定により選択約款の届出をしたとき、又は前条第一項の規定により最終保障約款の届出をしたときは、その供給約款、選択約款又は最終保障約款をその実施の日の十日前から、営業所及び事務所において、公衆の見やすい箇所に掲示しておかななければならない。

(公聴会)

第百八条 経済産業大臣は、第三条第一項(一般電気事業に係るものに限る。)、第八条第一項(供給区域の増加に係るものに限る。)、第十九条第一項又は第二十三条第三項(供給約款に係るものに限る。)の規定による処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かななければならない。

○一般電気事業供給約款料金算定規則

(認可料金の原価等の算定)

第二条 法第十九条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする供給約款で設定する料金を算定しようとする一般電気事業者(以下「事業者」という。)は、四月一日又は十月一日を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間(以下「原価算定期

間』という。)を定め、当該期間において電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額(以下「原価等』という。)を算定しなければならない。

2～3 (略)

(料金の決定等)

第十九条 料金は、低圧需要の前条の規定により整理された総固定費、総可変費及び総需要家費の合計額(以下「低圧需要原価等』という。)と原価算定期間における低圧需要の料金収入が一致するように設定されなければならない。

2～6 (略)